

## 北栄町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

平成19年7月27日

訓令第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)に基づき、北栄町震災に強いまちづくり促進事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)をいう。
- (2) 建築物 住宅以外の建築物をいう。
- (3) 擁壁 住宅又は建築物の敷地を保全するために設置される鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない構造の擁壁をいう。
- (4) ブロック塀 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀をいう。
- (5) 対象建物等 住宅、建築物、擁壁又はブロック塀をいう。
- (6) 耐震診断 耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断であって、社会資本整備総合交付金要綱(平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。)附属第Ⅱ編ロ—16—(12)において引用するイ—16—(12)—①3. 第一号イ、ロ 又は第二号イ、ロに定める耐震診断をいい、別表1、別表2又は別表4の補助要件に定める耐震診断基準により行われるものをいう。

- (7) 改修設計 国要綱附属第Ⅱ編ロ一16—(12)において引用するイ一16—(12)—①3. 第一号ハ、第二号ハ又は第四号イに定める耐震化のための計画の策定(工事監理を除く)をいう。
- (8) 耐震改修、建替又は除却 耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修であつて、国要綱附属第Ⅱ編ロ一16—(12)において引用するイ一16—(12)—①3. 第四号、第五号、第八号、第九号又は第十四号に定める耐震改修に関する事業をいう。
- (9) 耐震改修等 耐震診断、改修設計、耐震改修、建替又は除却をいう。
- (10) 設計図書 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第12号に定める書類をいう。
- (11) 「木造住宅の耐震診断と方法」 一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」をいう。
- (12) 指針 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年国土交通省告示第184号(別添))をいう。
- (13) 避難所等 国要綱附属第Ⅱ編16—(12)①3. 第八号で交付対象となる建築物をいう。
- (14) 特定天井 国要綱附属第Ⅱ編16—(12)①3. 第九号で交付対象となる天井をいう。
- (15) 耐震シェルター 地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置(部屋型のものに限る。)で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたものをいう。
- (16) 非構造部材 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けるもの及び建築設備をいう。
- (17) 避難路沿道ブロック塀 北栄町耐震改修促進計画に記載する避難路沿いにある既存不適格ブロック塀をいう。
- (交付目的)

第3条 本補助金は、北栄町耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物(以下「住宅等」という。)の耐震診断、改修設計及び耐震改修、住宅等の建替・除却(耐震改修に代えて行うものに限る。以下同じ。)及びブロック塀の除却・改修を促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 町は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、補助事業に係る補助の対象が同一である町の他の助成制度を利用しているものには、本補助金は交付しないものとする。

(1) 木造住宅耐震化促進事業

既存木造住宅を対象に行う耐震診断、改修設計又は耐震改修に要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して補助する事業をいい、補助対象経費限度額、補助要件及び補助金の額(以下、「補助内容」という。)は別表第1に定めるとおりとする。

(2) 非木造住宅耐震化促進事業

既存非木造住宅を対象に行う耐震診断事業又は既存非木造住宅の耐震診断、改修設計若しくは耐震改修に要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して補助する事業をいい、補助内容は別表2に定めるとおりとする。

(3) その他の住宅耐震化促進事業

既存住宅の建替若しくは除却、耐震シェルターの設置又は既存屋根瓦耐震対策に要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して補助する事業をいい、補助内容は別表第3に定めるとおりとする。

(4) 建築物耐震化促進事業

既存建築物(避難所等を含む)の耐震改修等に要する費用の一部を当該建築物の所有者等に対して補助する事業をいい、補助内容は別表第4に定めるとおりとする。

(5) 特定天井耐震対策事業

既存建築物及び避難所等の特定天井の耐震対策に要する費用の一部を当該建築物の所有者等に対して補助する事業をいい、補助内容は別表第5に定めるとおりとする。

(6) 非構造部材耐震対策事業

既存住宅及び建築物の非構造部材(窓ガラス、天井、照明設備等)の耐震対策に要する費用の一部を該当住宅及び避難所等の所有者等に対して補助する事業をいい、補助内容は別表第6に定めるとおりとする。

(7) ブロック塀耐震対策事業

既存ブロック塀の除却又は改修(除却した範囲に行う軽量なフェンス・生垣等での復旧)に要する費用の一部を当該ブロック塀の所有者等に対して補助する事業をいい、補助内容は別表第7に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、町内に存する対象建物等の所有者とする(以下「事業主体」という。)。ただし、町税、税外収入金その他の本町の歳入となるべきものを滞納していない者とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

2 補助対象経費の額について、仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)が含まれる場合にあつては、当該仕入控除税額を除くものとする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書を町長に

提出しなければならない。

2 補助金交付申請書及びそれに添付すべき書類は、それぞれ次の各号に定める様式によるものとする。

(1) 補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画(実績)書(様式第2号)

(3) 収支予算(決算)書(様式第3号)

(4) 個人情報の調査承諾書(様式第4号)

3 第1項に規定する補助金の交付申請に当たり、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の交付を申請することができる。この場合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

(交付決定)

第8条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、町長がその財源に充当する国及び県の補助金等の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付を行うことを決定したときは補助金交付決定通知書(様式第5号)により、交付を行わないことを決定したときは補助金不交付決定通知書(様式第6号)により当該事業主体に通知するものとする。

3 町長は、前条第3項の規定による申請があつた場合は、第6条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。

(事業の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた事業主体は、当該補助事業の内容等の変更が生じたときは、変更申請書を町長へ提出しなければならない。

2 前項の変更とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該事業に要する経費が増額となる時。
- (2) 当該事業の完了(予定)年月日を変更(当該年度において完了しない場合に限る。)するとき。
- (3) 申請時の事業内容に変更が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項

3 本条第1項は、様式第7号によるものとする。

4 町長は、前項の変更申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金の額等を決定するものとする。

5 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告)

第10条 規則第20条の規定による補助事業等実績報告書は、補助事業等実績報告書(様式第8号)に様式第2号及び様式第3号を添付し、補助事業完了後1か月を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告に当たり、第8条第3項の規定による交付決定を受けた場合にあつては、当該実績報告の時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額(以下「実績報告控除税額」という。)を、補助対象経費の額から控除して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の報告を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、通知するものとする。

2 補助金の額の確定通知は、様式第9号によるものとする。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金返還)

第12条 第10条に規定する実績報告の後に、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合であつて、その額が実績報告控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額報告書(様式第10号)により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還し

なければならない。

(補助金等の交付の請求)

第13条 補助事業者等は、補助金等の交付の請求をしようとするときは、補助金等交付請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月27日から施行する。

別表第1(木造住宅耐震化促進事業)

補助内容	耐震診断		改修設計		耐震改修
対象建物	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅以外の住宅	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅以外の住宅	一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅
補助対象経費限度額	(1)設計図書がある場合は108.9千円/戸 (2)設計図書がない場合は134.2千円/戸	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第1項第三号後段に定める費用	240千円/戸	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第1項第三号後段に定める費用	(1)昭和56年5月31日以前に建築されたものの場合合は1,500千円/戸 (2)昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に建築されたもの場合は3,000千円/戸
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの				
	平成12年5月31日以前に建築されたもの				
	建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの				
	次のいずれかに該当する耐震診断基準(その時		当該設計により改修工事を行うもの。た		次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る

	<p>点における最新のもの) だし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>によって行われるものに限る</p> <p>(1) 建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの</p> <p>(2) 指針第1に示すもの</p> <p>(3) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの</p> <p>(4) その他(1)から(3)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの</p>		<p>(1) 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合</p> <p>(2) 指針第2に示す耐震改修を行ない <math>I_w</math> が 1.0 以上となるもの</p> <p>(3) 指針第2に示す耐震改修を行ない <math>I_w</math> が 0.7 以上となるもの((2)の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。)</p> <p>(4) 指針第2に示す耐震改修を行ない 2階建の1階部分の <math>I_w</math> が1.0以上となるもの((2)の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。)</p> <p>(5) (1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの</p>
補助金の額	補助対象経費の3分の2	補助対象経費の3分の2	(1) 昭和56年5月31日以前に建築されたものにあつては補助対象経費の3分の2



		(2)昭和56年6月1日以 降平成12年5月31日以前 に建築されたものにあつ ては補助対象経費の3分 の1
--	--	--

(注)住宅の耐震改修と併せて実施する擁壁(住宅に付属し、不特定の者が通行する道に面するものに限る。)の耐震対策については、限度額の範囲内で含めることができる。

別表第2(非木造住宅耐震化促進事業)

補助内容	耐震診断		改修設計		耐震改修	
	一戸建て住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	一戸建て住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	一戸建て住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
補助対象経費限度額	136千円/戸 (第二次診断法以上の診断法に限る)	国要綱附属第Ⅲ編 16-(12)① 第1項第三号後段に定める費用	240千円/戸	国要綱附属第Ⅲ編 16-(12)① 第1項第三号後段に定める費用	国要綱附属第Ⅲ編 16-(12)①第4項第二号に定める費用	
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの					
	昭和56年5月31日以前に建築されたもの					
	建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの					
	次のいずれかに該当する耐震診断基準(その時点における最新のもの)によって行われるもの	当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない場合がある場合は、この限りで	次のいずれかに該当する耐震改修又は建替に限る	(1)建築基準法第19		

	に限る (1)建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの (2)指針第1に示すもの (3)「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に示す第2次診断法又は第3次診断法によるもの (4)その他1)から3)までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの	はない。	条及び第20条の規定に適合 (2)指針第2に示す耐震改修を行ない $I_s$ が0.6以上かつ $q$ が1.0以上となるもの (3)(1)及び(2)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの
補助金の額	補助対象経費の3分の2	補助対象経費の3分の2	補助対象経費の23%

別表第3(その他の住宅耐震化促進事業)

補助内容	建替、除却		耐震シェルター設置	屋根瓦耐震対策
補助対象 経費限度	木造住宅の建替 の場合	(1)木造住宅 以外の建築物	3,644千円/戸	900千円/戸(注)

額	<p>(1)昭和56年5月31日以前に建築されたものは1,500千円/戸</p> <p>(2)昭和56年6月以降平成12年5月31日以前に建築されたもの場合は3,000千円/戸(耐震改修工事に要する工事相当分を限度とする)</p>	<p>の場合</p> <p>4,348千円/戸</p> <p>(2)除却の場合 3,644千円/戸</p>		
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの			
	昭和56年5月31日(木造住宅については平成12年5月31日)以前に建築されたもの	次のいずれかに該当する住宅		
	建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る	<p>(1)昭和56年6月1日(木造住宅については平成12年6月1日)以降に建築されたもの</p> <p>(2)昭和56年5月31日(木造住宅については平成12年5月31日)以前に建築されたもののうち、建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性が低</p>		

				いと判断されたもの (3)耐震改修を実施した もの
	建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの			
	—		原則として1階部分に設置するもの	「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン(社団法人全日本瓦工事業連盟他発行)」に基づいて施工するものに限る。ただし、上記耐震対策と同等以上に安全性を向上すると認められるものを含む。
補助金の額	補助対象経費の3分の2	補助対象経費の23%	補助対象経費の23%	補助対象経費の3分の1

(注)別表第1の耐震改修と併せて実施する屋根瓦耐震対策については、補助対象経費としない。別表第1の補助対象経費として計上ができる。

別表第4(建築物耐震化促進事業)

補助内容	耐震診断	改修設計	耐震改修、建替、除却
対象建物	一戸建ての住宅以外の建築物(避難所含む)	一戸建ての住宅以外の建築物(避難所含む)	一戸建ての住宅以外の建築物(避難所含む)
補助対象経費限度額	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第2項第三号後段に定める費用	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第2項第三号後段に定める費用	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第5項第二号に定める費用



補助金の額	補助対象経費の3分の2	補助対象経費の23%
-------	-------------	------------

別表第5 (特定天井耐震対策事業)

対象建物	避難所等(国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第九号で交付対象となる天井を有する建築物)	その他の建築物(国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第九号で交付対象となる天井を有する建築物)
補助対象経費限度額	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第5項第二号(2)に定める費用	
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの	
	平成26年3月31日以前に建築されたもの	
	耐震改修については、次のいずれかに該当するもの (1) 建築基準法施行令第39条の規定に適合するように行なわれるもの (2) その他(1)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの	
補助金の額	補助対象経費の3分の1	補助対象経費の23%

別表第6 (非構造部材耐震対策事業)

対象建物	避難所等	避難所及び一戸建て住宅以外	一戸建て住宅
補助対象経費限度額	27,000千円/棟	26,087千円/棟	1,305千円/戸
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの		
	次のいずれかに該当するもの (1) 昭和56年6月1日(木造住宅については平成12年6月1日)以降に建築されたもの (2) 昭和56年5月31日(木造住宅については平成12年5月31日)以前に建築されたもののうち、建築士等の耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの		

	(3)耐震改修を実施したもの	
	耐震改修については、次のいずれかに該当するもの (1)建築基準法施行令第39条の規定に適合するように行なわれるもの (2)その他(1)に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの	
補助金の額	補助対象経費の3分の1	補助対象経費の23%

別表第7(ブロック塀耐震対策事業)

補助内容	除却		改修	
対象ブロック塀	避難路沿ブロック塀	不特定の者が通行する道に面したブロック塀	避難路沿ブロック塀	不特定の者が通行する道に面したブロック塀
補助対象経費	所有者等が行うブロック塀の除却工事に要する経費又はブロック塀の長さに補助単価を乗じた額のいずれか低い額		ブロック塀の除却工事後に所有者等が行う軽量なフェンス・生垣等での復旧に要する経費又はブロック塀の長さに補助単価を乗じた額のいずれか低い額	
	補助単価			
	18千円/m		25千円/m	
	限度額			
	450千円/件	225千円/件	600千円/件	300千円/件
補助要件	次に掲げる事項のすべてに該当するもの			
	(避難路沿ブロック塀) 次の条件をすべて満たすブロック塀		(避難路沿ブロック塀) 次の条件をすべて満たすブロック塀	
	(1)北栄町耐震改修促進計画に		(1)北栄町耐震改修促進計画に	

	記載された避難路沿いブロック塀 (2)高さが0.6mを超えるもの (3)不特定の者が通行する道路に面したもの (4)別表8又は別表9の点検表により安全対策が必要と判断された危険性の高いもの	記載された避難路沿いブロック塀 (2)高さが0.6mを超えるもの (3)不特定の者が通行する道路に面したもの (4)別表8又は別表9の点検表により安全対策が必要と判断された危険性の高いもの (5)(3)及び(4)の部分の全てのブロック塀について除却を行うもの
	(不特定の者が通行する道に面したブロック塀) 上記(2)～(4)の条件を満たすブロック塀	(不特定の者が通行する道に面したブロック塀) 上記(2)～(5)の条件を満たすブロック塀
補助金の額	補助対象経費の3分の2	補助対象経費の3分の1

別表第8(補強コンクリートブロック塀の点検表(鉄筋が入っていない場合は組積造の塀の点検表を使用))

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1. 高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2. 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上又は高さ2m以下で10cm以上	はい	いいえ
3. 鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm	はい	いいえ



	m以内の間隔で入っている		
4. 控壁(高さが1.2mを超える塀の場合)	長さ3.4m以内ごとに、径9mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ
5. 基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、又は1mm以上のひび割れがない	はい	いいえ
7. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ
8. その他	塀が土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上にはない	はい	いいえ
評価	8項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したものの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

別表第9(組積造の塀の点検表)

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1. 高さ	1.2m以下	はい	いいえ
2. 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい	いいえ
3. 控壁	長さ4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出して	はい	いいえ

	いる、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある		
4. 基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ
5. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、又は1mm以上のひび割れない	はい	いいえ
6. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつかない	はい	いいえ
7. その他	塀が土留め壁を兼ねていない、又は玉石積み擁壁等の上でない	はい	いいえ
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したものの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

